

別紙衆議院議長奏上の産業教育

閣下第一八九号		案起	昭和二十七年八月四日	閣議決定昭和二十七年八月四日	施行昭和二十七年八月八日
内閣総理大臣 岸		内閣官房長官 岸	内閣官房副長官 津島	總理府事務官	
木村國務大臣 岸	廣川國務大臣 岸	吉武國務大臣 岸	周東國務大臣 岸		
岡崎國務大臣 岸	高橋國務大臣	野田國務大臣 岸	山崎國務大臣		
池田國務大臣 岸	村上海務大臣 岸	大橋國務大臣 岸			
天野國務大臣 岸	佐藤國務大臣 岸	岡野國務大臣 岸			

振興法の一部を改正する法律公布の件
は、奏上うとなり公布を奏請することとしたし
たい。

産業教育振興法の一部を改正する法
律とここに公布する。

御名御璽

昭和二十一年八月八日

内閣総理大臣

法律第三百四号

(奏上のおり。)

内閣総理大臣

大蔵大臣

文部大臣

内閣

産業教育振興法の一部を改正する法律
の公布を奏上する件了承いたしました。

昭和二十七年八月二日

法制局長官



この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

內閣總理大臣

大藏大臣

文部大臣

法制局華国第三号
昭和二十七年八月一日

国会は産業教育振興法の一部
を改正する法律の公布を奏上
いたします。

昭和二十七年七月三十一日
衆議院議長 林 譲治



て収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

(教員の資格等)

第三條の三 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

(教科用図書)

第三條の四 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第十條第一項中「国の財政的援助」と「国の負担金の交付」に改める。

「第三條 財政的援助」と「第三章 国の負担及び補助」に改める。

第十五條の見出しを「(国の負担)」に改め、同條第一項中「これに要する経費については当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」と「これに要する経費の全部又は一部を負担する」に改める。

第十五條第二項各号列記以外の部分に次のように改める。

前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

第十六條中「当該学校の設置者に対し」とを削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。

第十七條の見出し中「補助金」と「負担金」と、同條各号列記以外の部分中「補助金」と「負担金」と、同條第二号中「補助金の交付」と「負担金の交付」と、同條第三号中「補助金の交付」と「負担金」に改める。

第十八條中「補助金の交付」と「第十五條又は第十六條の規定により国が負担する割合及び負担金の交付」に改める。

第十九條の見出し及び同條中「財政的援助」と「補助」に改め、同條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十五條及び第十六條中「負担する」とあるのは、「当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」と、第十五條第二項第一号及び第二号中「都道府県が教育委員会の負担」とあるのは、「都道府県知事」と、第十七條中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第十八條中「補助金又は第十六條の規定により国が負担する割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と読み替へるものとする。

第三章中第二節の次に次の一節を加える。

第三節 教科用図書

(教科用図書の発行に関する補助)

第二十條 国は、政令で定めるところにより、産業教育に関する教科用図書の発行に要する経費の一部を補助することとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十五條から第二十條までの改正規定及び附則第一項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五條又は第十六條の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

理 由

産業教育の振興に関し国の責任を明確にするとともに、産業教育の特殊性にかんがみ、実験実習より生ずる収益及び教員の資格等について特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。